鞍手町男女共同参画推進条例

(平成21年4月1日施行)



🚣 条例の目的(第1条)

この条例は、男女共同参画を推進することにより、 性にかかわりなく、すべての人の人権を保障し、豊か で活力ある社会を実現することを目的としています。

🤸 基本理念(第3条)

男女共同参画社会を推進するための基本的な考え方として、次の7項目の理念を定めています。

1 すべての人の人権の尊重

すべての人が、性による差別的な取扱いを受けることなく、男女が個性と 能力を十分に発揮する機会を確保し、尊重していきましょう。

★2 社会における制度または慣行についての配慮

すべての人が、<u>性別による固定的な役割分担意識 1</u>にとらわれず、社会活動を自由に選択できるよう配慮していきましょう。

★3 仕事・地域・家庭その他の活動との両立

すべての人が、仕事・地域・家庭その他の様々な活動について、自らが望む バランスのとれたライフスタイルを形成できるよう配慮していきましょう。

家族の協力と社会の支援

すべての人が、家族の協力と社会の支援のもとに、養育や介護等家族の一員としての役割を円滑に果たし、その他の様々な活動も行えるよう協力しましょう。

★5 性に関する理解と生涯にわたる健康の保持

すべての人が、性に関する理解を深め、妊娠、出産等に自らの意思が尊重 され、生涯にわたって健康を保持できるように考えていきましょう。

☆ 6 政策等の立案及び決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、町の政策や民間団体における方針の立 案及び、決定に参画する機会を確保していきましょう。

√ 7 平和に基づく国際的協調

男女共同参画社会の推進は、平和を基盤とした国際的な流れに沿って取り 組んでいきましょう。

★ 責務(第4条から第8条)

力を合わせて男女共同参画に取り組んでいくため、それぞれの立場に責務を定めています。

が取り組むこと(第4条町の責務)

男女共同参画を推進する政策を総合的・計画的に進めます。

すべての施策の実施にあたっては、男女共同参画の推進に配慮します。

施策を実施するために必要な法制上や財政上の措置を講じます。

男女共同参画の推進にあたっては、国や他の地方自治体、町民、教育関係者、事業者等のみなさんと協力して取り組みます。

町議会が取り組むこと(第5条町議会の責務)

町議会は、男女共同参画の推進に配慮します。

町民が取り組むこと(第6条町民の責務)

職域、学校、地域、家庭などあらゆる分野で、男女共同参画への理解を深めるととも にその推進に努め、町が実施する参画施策に協力しましょう。

事業者等が取り組むこと(第7条事業者等の責務)

男女共同参画社会の形成について理解を深めましょう。

事業者等が取り組んでいる事業又は活動について男女共同参画に取り組みましょう。 町が実施する参画施策に協力しましょう。

教育に携わる者が取り組むこと(第8条教育に携わる者の責務)

教育に携わる者は、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めましょう。

★ 性別を理由とした人権侵害行為の禁止等(第9条)

職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において

- 1 性による差別的取扱いの禁止
- ② セクシュアル・ハラスメント 2、ドメスティック・バイオレンス 3の禁止
- 3 売買春等人権を侵害する行為の禁止

公衆に表示する情報において

- 1 性別による固定的な役割分担意識 1 や差別、男女間での暴力などを連想したり助長したりするような表現をしないように努めましょう。
- 2 男女共同参画の推進を阻害する表現をしないように努めましょう。

1 性別による固定的な役割分担意識 / 「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のこと。

2 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)/性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動や行動。3 ドメスティック・バイオレンス(DV)/配偶者、パートナー、恋人間など親密な関係(過去も含む)にある男女間での暴力行為のこと。暴力は身体的、精神的、経済的、社会的、性的など多岐にわたる。

→ 苦情や救済の申出ができます(第29条から第38条)

町民および事業者等は町の施策や措置に対する苦情と性を理由とした人権侵害の救済について、 申出をすることができます。

苦情や救済処理の流れ

こんなときに申出をすることができます

苦情の申出(町に対して)

町の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるとき 町の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき

救済の申出(町、町民、事業者等に対して)

町内において、性による差別的取り扱い等の人権侵害を受けたとき

男女共同参画推進委員の調査

男女共同参画推進委員とは、町の附属機関で、町長が委嘱した専門家です。(第18条から第28条)

推進委員は苦情等の申出が

町に対してあったとき 調査を行います。(町は調査を拒めません)

町民、事業者等に対してあったとき調査の同意を得た後に調査します。

苦情への対応

調査の対称とならなし

事案もあります。

男女共同参画推進委員は、町に対し 改善のための必要な措置を講じます。

是正又は改善の勧告(是正勧告) 是正措置内容についての報告の求め 是正勧告についての公表 制度改善の意見表明 (法令の定め等により、是正・改善が 困難であると認めるとき)

救済への対応

男女共同参画推進委員は、関係者に対し、救済のための必要な 措置を講じます。

町が人権侵害をしたとき

認めるとき)

被害者に対し、必要な助言 その他の支援 町に対し、救済勧告

町に対し、救済勧告 制度改善の意見表明 (法令の定め等により、是 正・改善が困難であると

町民、事業者等が人権侵害 をしたとき

申出は、書面にて行

います。いずれも代理

人を立てたり、口答で

行うこともできます。

被害者に対し、必要な助言その他の支援

町長に対し、改善要請の求め 町長に対し、人権侵害状況に ついての公表の求め

(改善されないと認めるとき)

町長の対応

町長は、人権を侵害した町民、事業者等に必要な 措置を講じます。

改善の要請 改善要請に対する報告の求め 人権侵害状況についての公表

結果を申出人に報告